

令和元年第1回臨時教育委員会会議録

1 開催日	令和元年7月25日(木)
2 開催場所	市役所東庁舎会議室2-3
3 出席した委員	教 育 長 中 川 宣 芳 委 員 山 田 周 司 委 員 齋 藤 由 美 委 員 伊 藤 和 子
4 欠席した委員	委 員 伊 藤 敬 一
5 説明のため に出席した 職員	教 育 部 長 伊 藤 武 志 教育部次長(学校教育担当) 高 木 大 作 教育部次長(社会教育担当) 松 永 祥 司 こども未来部次長 櫻 井 克 匡 教育総務課長 小 川 正 夫 学校教育課長 堀 田 正 二 学校教育課主幹(統括) 加 藤 和 昭
6 本委員会書記	教育総務課庶務係長 林 孝 政 教育総務課庶務係主査 遠 山 史 織
7 議題	議案第38号 教育委員会規則の一部改正について 議案第39号 教育委員会規程の一部改正について 議案第40号 事務局職員の任免について

＜開会 午後 4時00分＞

公開会議

○教育長（中川宣芳）

ただいまより令和元年第1回臨時教育委員会を開催いたします。

本日につきましては、伊藤敬一委員より欠席の連絡を受けておりますので、ご報告をさせていただきます。なお、過半数の教育委員の出席がありますので、本臨時教育委員会は成立しております。

臨時会でございますので、教育長報告については、本日は省かせていただきます。

はじめに、部長報告をお願いいたします。

伊藤教育部長、お願いします。

○教育部長（伊藤武志）

1件、ご報告させていただきます。

本日お願いをしております議案第40号につきましては、人事に関する案件でありますので、非公開にてご審議をいただきますようお願いいたします。以上です。

○教育長（中川宣芳）

ただいま報告がありましたように、議案第40号は人事に関する案件でありますので、非公開で審議することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第40号は非公開にて審議いたします。

それでは、議題に入ります。

まず、議案第38号「教育委員会規則の一部改正について」及び議案第39号「教育委員会規程の一部改正について」、同じ趣旨でありますので一括で事務局の説明を求めます。

高木学校教育担当次長。

○教育部次長（学校教育担当）（高木大作）

ただいま、議題となりました議案第38号及び議案第39号につきましては、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第38号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

この案を提出する理由であります。令和元年8月行政組織改正において、学校教育課に管理指導主事を置くために必要があるからであり、管理指導主事の職務及び事務分担等について定めるものであります。

その内容につきましては、3ページをお願いいたします。

新旧対照表がございます。こちらのほうでご説明申し上げます。

表は左側が現行、右側が改正後を記載しております。

第5条の第1項、表がございます。4ページに移っていただきまして、右側の一番上、

学校教育課に管理指導主事を加え、その職務を「上司の命を受け、学校教育における専門事項に関する事務を分担掌理し、指導主事の事務を総括する」と規定し、合わせて、その下の指導主事の職務につきましても、「学校教育における専門事項に関する事務を処理する」とし、具体的な表現に見直すものであります。

また、一番下、新たに第6条の2項として、「管理指導主事は、指導主事の事務の分担を定めなければならない」ことを規定するものであります。

5ページをお願いいたします。

第8条、文書の発送におきまして、所属学校等との文書の発送においては、管理指導主事名、または主幹名を用いることができることを加えて規定するものであります。

6ページをお願いします。

続きまして、議案第39号「教育委員会規程の一部改正について」であります。

この案を提出する理由であります。議案第38号と同様であり、新たに設置する管理指導主事の決裁権限について定めるものであります。

その内容につきましては、8ページ以降の新旧対照表を用いてご説明申し上げます。

8ページ右側の部分、改正後のところでございますが、第3条第2項において、管理指導主事は、課長が専決することができる事務のうち、分担する事務を専決することができることと規定するものであります。

少し飛びまして、10ページをお願いいたします。

右側の表の一番下でございます。

人事関係の別表2の一番下、備考欄でございますが、ここに「課長等」について、管理指導主事を含むこととし、管理指導主事自身の休暇及びサービスの決裁区分を定めるものであります。

なお、この議案第38号、第39号ともに、令和元年8月1日から施行いたします。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明がありました議案第38号及び議案第39号について、ご質問等があればお受けいたします。

よろしいですか。

（発言なし）

それでは、議案第38号「教育委員会規則の一部改正について」及び議案第39号「教育委員会規程の一部改正について」は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第38号「教育委員会規則の一部改正について」及び議案第39号「教育委員会規程の一部改正について」は原案どおり可決することといたしました。

ここで公開による会議を終了いたします。

関係者以外は退室してください。

——関係者以外退室——

○教育長（中川宣芳）

それでは、これより非公開の会議を開会します。

<開会 午後 4時07分>

——非公開会議——

<閉会 午後 4時13分>

他に何かご発言はございませんか。

（発言なし）

では、他にご発言もないようですので、令和元年第1回臨時教育委員会を以上にて閉会といたします。お疲れさまでございました。

<閉会 午後 4時13分>

署 名 欄

教育長

委員

委員

委員

委員

作成職員